

市立豊中病院告示第6号

市立豊中病院洗浄・滅菌運営管理業務委託契約に係る一般競争入札について

市立豊中病院洗浄・滅菌運営管理業務の委託契約について、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告します。

平成30年(2018年)12月25日

豊中市病院事業管理者 小林 栄

1 入札に付する事項

- (1) 業務名
市立豊中病院洗浄・滅菌運営管理業務
- (2) 履行場所
豊中市柴原町4丁目14番1号
- (3) 業務概要
(2)の履行場所のうち中央滅菌室及び内視鏡洗浄室での洗浄、滅菌業務等
ア 外来・病棟用鋼製小物等滅菌業務
イ 各種内視鏡洗浄業務
ウ 洗浄・滅菌物の供給・回収業務
エ 対象物品の品質・期限管理
オ 当院洗浄・滅菌機器の稼働管理
- (4) 履行期間
平成31年(2019年)7月1日から平成36年(2024年)6月30日まで(長期継続契約)
- (5) その他
本入札は、紙入札により行う。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たし、本市の競争入札参加資格確認審査において、その資格を認められた者

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告日において平成29・30年度の豊中市物品等入札参加資格「医療関連業務」の「09滅菌器材洗浄業務」の認定を受けていること。
- (3) 本市から豊中市入札参加停止基準(平成7年6月1日制定)に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(平成24年2月1日制定)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 病床数500床以上の病院において、業務委託契約1件の契約金額(履行期間が1年以上の契約である場合にあっては、1年間に換算して算出した金額とする。以下同じ。)が38,000千円(豊中市内に本店を有する者にあっては、29,000千円とし、取引に係る消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)以上の院内洗浄・滅菌業務を元請けとして2年以上継続して履行した実績があること。
- (6) 業務責任者として、病院における滅菌消毒業務を3年以上経験した者を専任で配置し得ること。
- (7) 特定化学物質等作業主任者として各都道府県の労働基準協会が発行する特定化学物質等作業講習修了証(有効なもの)を有する者を2名以上選任し得ること。
- (8) 業務従事者の中から普通第一種圧力容器取扱作業主任者を2名以上専任で配置し得ること。
- (9) 業務従事者の中から第二種滅菌技士認定の資格を有する者を2名以上専任で配置し得ること。
- (10) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (11) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (12) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決

定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(13) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

(14) 公告日において、同一人が代表者となっている法人等は、重複して入札参加申請をすることができない。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

豊中市柴原町4丁目14番1号
市立豊中病院事務局施設用度課（管理棟4階）
電話（06）6858-3504

(2) 期間

平成30年12月25日（火）から平成31年2月13日（水）まで（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日を除く。）の午前10時から午後5時まで

4 現場説明書、業務委託仕様書（以下「仕様書等」という。）の購入の申込み及び配付

(1) 本入札に参加を希望する者は、(5)に定めるところに従い、一般競争入札参加申込書兼仕様書等購入申込書（様式1）を提出し、仕様書等の購入を申し込まなければならない。

(2) 期限までに仕様書等を購入しない者は、本入札に参加することができない。

(3) 一般競争入札参加申込書兼仕様書等購入申込書（様式1）の配付

ア 配付期間

平成30年12月25日（火）から平成31年1月11日（金）まで（土曜日、日曜日及び12月29日から1月3日を除く。）の午前10時から午後5時まで

イ 配付方法

「市立豊中病院ホームページの目次>入札・契約情報>市立豊中病院洗浄滅菌業務委託契約に係る一般競争入札」に掲載する。

(4) 一般競争入札参加申込書兼仕様書等購入申込書（様式1）の提出

ア 提出期間

平成30年12月25日（火）から平成31年1月11日（金）まで（土曜日、日曜日及び12月29日から1月3日を除く。）の午前10時から午後5時まで

イ 提出場所

豊中市柴原町4丁目14番1号
市立豊中病院事務局施設用度課（管理棟4階）
電話（06）6858-3504

(5) 提出方法

持参又は郵送により(4)イの提出場所に提出すること。なお、郵送の場合は、平成31年1月11日（金）午後5時までに必着のこと。

(6) 配付方法等

仕様書等は、事前に電話連絡をした上、平成31年1月17日（木）に日本郵便株式会社の貨物（ゆうパック）により料金着払で発送することにより配布する。

(7) その他

仕様書等の内容についての質疑の方法は、現場説明書で指示する。

5 入札日時、場所及び方法

(1) 入札日時

平成31年2月14日（木） 午前10時30分

(2) 入札場所

豊中市柴原町4丁目14番1号
市立豊中病院 1階 健康教室

(3) 入札方法

当日配付の入札書により入札を行う。入札終了後、即時開札する。

6 資格審査書類の提出及び期間等

(1) 落札候補者決定後、当該落札候補者について入札参加資格確認審査を行い、入札参加資格を確認するので落札候補者は、(4)に定めるところに従いアからエまでの書類（以下「資格審査書類」という。）を提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格確認申込書（様式2）

イ 同種業務の契約・履行実績（様式3）

ウ 配置予定業務責任者等の資格・経験（様式4）

エ 業務従事者名簿（様式5）

(2) 期限までに資格審査書類を提出しない者は、落札候補者の資格を失うものとする。

(3) 配布方法

市立豊中病院ホームページの目次>入札・契約情報>市立豊中病院洗浄滅菌業務委託契約に係る一般競争入札に掲載する。

(4) 提出期限及び方法

ア 提出期限

平成31年2月21日（木）午後1時30分

イ 提出方法

ウの提出先に持参することにより行う。

ウ 提出先

豊中市柴原町4丁目14番1号

市立豊中病院事務局施設用度課（管理棟4階）

電話（06）6858-3504

エ 入札参加資格確認審査を行った結果、入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して通知する。

(5) その他

ア 入札書、申込書類及び資格審査書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された入札書、申込書類及び資格審査書類は、返却しない。

ウ 資格審査書類は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

エ 4(5)及び6(4)イに定める提出方法以外の方法による申込書類及び資格審査書類の提出は、受け付けない。

7 入札方法等

(1) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、契約金額については、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における消費税等相当額は変動後の税率により計算する。

(2) 入札回数は、3回を限度とする。

(3) 本入札については、施行令第167条の10第2項の既定による最低制限価格は設定しない。

8 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、本市により入札参加資格のある旨確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において2に掲げる資格のない者のした入札及び落札者の決定時までに2に掲げる資格を失った者のした入札は無効とする。

9 落札者の決定方法

開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（落札候補となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きを行って決定した者）を落札候補者とし、6により提出された資格審査書類により入札参加資格確認審査を行い、入札参加資格があると認めたときは、落札者とする。ただし、当該落札候補者に入札参加資格がないと認めたときは、次順位以降の落札候補者について、順次入札参加資格確認審査を行い、落札者を決定する。

10 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の5に相当する額以上の額を納付しなければならない。ただし、豊中市病院事業会計規程（平成23年病院事業管理規程第10号）第57条各号に掲げる有価証券のほか、豊中市病院事業管理者が确实と認める金融機関の保証の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

10 契約の締結

契約書を作成する。

11 その他

入札参加者は、仕様書等及び入札心得を熟読し、入札心得を遵守すること。

12 問合わせ先

豊中市柴原町4丁目14番1号

市立豊中病院事務局施設用度課（管理棟4階）

電話（06）6858－3504